

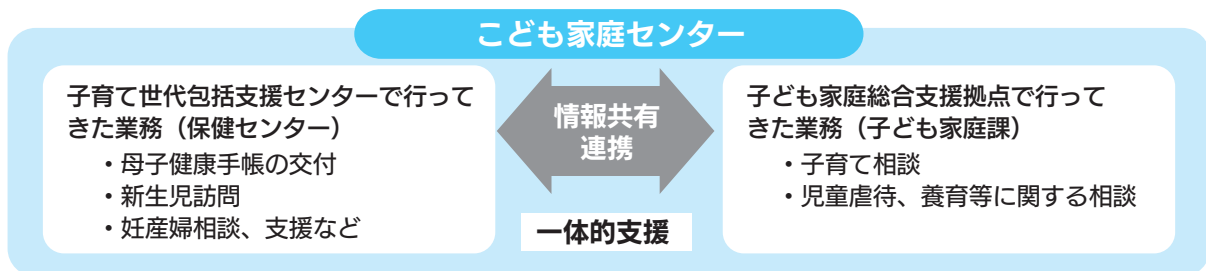
4月からこども家庭センターを設置します

☎ 子育て家庭課 27-0176
保健センター 27-7555

児童福祉法の改正により、すべての妊産婦や子ども、子育て世帯に対する相談・支援を一層充実させるため、4月1日（火）から「こども家庭センター」を設置します。

◆こども家庭センターとは

これまですべての妊産婦や子ども、子育て世帯に対する相談・支援を「子育て世代包括支援センター（保健センター）」と「子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭課）」がそれぞれ行っていました。が、一体的に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。



◆ひとりで悩まずに相談を

次の窓口で相談を受け付けますので、お気軽にご相談ください。

○妊娠、出産、乳幼児期の発育発達・

子育てに関する相談

こども家庭センター（保健センター内）

○家庭児童相談や児童虐待などに

関する相談

こども家庭センター（子ども家庭課内）

放課後児童クラブ について

☎ 教育課 27-0181

1. 夏休みの利用について

夏休みの利用は、指導員の確保等のため、期限までに必ず申請してください。

申請期限 5月20日（火）

2. 秋休みについて

今年度から始まった「2学期制」に伴い、秋休みが始まります。

今年度の秋休みは、10月11日（土）から10月14日（火）までの4日間です。

秋休み期間中は放課後児童クラブは「休室」しますので、ご了承ください。

高校生世代対象 通学定期券の購入費用助成

☎ まちづくり戦略課 27-0172

高校生世代の通学費負担を軽減するため、全ての公共交通機関を対象として、通学定期券の購入費用の助成を行っています。（コミュニティバスは対象外です）

助成額

通学定期券の購入経費の3分の1

※年度につき6万円を限度額とします

助成対象要件

- ・高校生世代の町内在住者であること
- ・公共交通機関の通学定期券を購入して高等学校等に通学していること
- ・助成対象者の保護者を含む世帯全員に町税等の未納が無いこと

申請方法

申請書兼請求書に必要書類を添え、まちづくり戦略課へ提出するか、右記の二次元コードを読みとり、電子データを送付してください。定期券の有効期間内の申請が必要です。その他詳細については町HPをご確認ください。



▲町HP



▲申込書